

監査実施報告書

令和4年5月20日

社会福祉法人
理事長 武内 法誓 様

社会福祉法第40条及び社会福祉法人愛生会定款第11条に基づき、令和3年度における監事監査を下記の通り実施したところ、次の通りであったので報告致します。

記

- 1 実施日時 令和4年5月20日 13:00から14:00まで
2 実施場所 社会福祉法人愛生会 当法人事務所
3 立会人等 理事長 武内 法誓
事務 武内 朋子
4 監査結果 次の通り

事項	意見	指摘事項	備考
理事の業務執行状況	適正である		
法人の財産管理状況	適正である		
法人及び施設の業務執行状況	適正である		
法人及び施設の会計状況と決算書類	適正である		
その他の状況	適正である		
総括	特記事項なし		
備考			

監事 大原 輯一



監事 波多江 悟



監査報告書

令和4年5月20日

社会福祉法人愛生会
理事長 武内法誓様

監事 大原輯一 

監事 波多江悟 

私達監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務に執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上のことにより、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に伴い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。